

自民党憲法改正草案

4つのポイント

法学館・伊藤塾塾長 日弁連憲法委員会副委員長 伊藤 真

1 はじめに

憲法は、そこに守るべき価値を定めて国に従わせ、権力の暴走を防ぐためのものである。現行憲法もこの立憲主義に則り、「守るべき価値」として人権尊重主義、国民主権主義、平和主義を具体化した定めを設け、権力の暴走を防いできた。ところが自民党草案は、この立憲主義を放棄し、人権保障を弱めて義務を拡大し、天皇を国の頂点に置いてその権威を利用し、戦争ができる国になることを狙っている。以下、この4つのポイントに則し

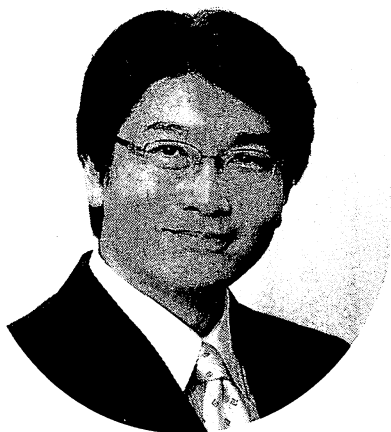
て考えてみる。

2 立憲主義はどこへ

民主主義の国では、国民の多数意思に従って政治的なものが決められていく。しかし、多数意思が過ちを犯すことは、ナポレオン帝政やナチスドイツ、国民の多数が熱狂的に戦争を支持した戦前の日本などの歴史が示している。イラクに大量破壊兵器があるという情報を信じたアメリカ国民は、当時のブッシュ大統領を支持したが、結局それは見つからなかった。不正確な情報に踊らされ、ムー

ドに流され、目先のことしか見えなくなり、冷静で正しい判断ができなくなる危険が、私たちの社会にはいつも潜んでいる。そこで、多数決でも変えられない価値を、頭が冷静なうちに前もって憲法に書き込んでおき、多数意思に支えられた国家権力が暴走しないように歯止めをかける仕組みが立憲主義である。

自民党草案では、この立憲主義が放棄されている。たとえば、草案102条1項の憲法尊重擁護義務の主体に、国民を明示したことである。国民は憲法を守る側であって、守る側ではない、というのが立憲主義である。現行憲法99条も



伊藤真 プロフィール

1958年生まれ。伊藤塾（法律資格の受験指導校）を主宰。1981年司法試験合格。その後、真の法律家の育成を目指し、司法試験等の受験指導にあたる。「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。多くの弁護士、著名人とともに、「一人一票実現国民会議」の発起人となり、日本に真の立憲民主主義を実現すべく弁護士として奮闘中。主な著書に「憲法の力」（集英社新書）「中高生のための憲法教室」（岩波ジュニア新書）「憲法の智慧ブクロ」（新日本出版社）など多数。

公務員だけに「憲法尊重擁護義務」を課し、国民にはそれを課していない。

また、憲法改正に関する国会の発議要件について、現行憲法が「3分の2」とするものを通常の法律案と同じ「過半数」に緩和する草案100条も立憲主義を弱めるものである。軍隊をもちたい、天皇を元首にしたい、人権保障を弱めたいという、「やりたいこと」ができないから

といって、憲法によって縛られているはずの当事者が率先して改正のルールを変えやすくするからである。憲法改正権は憲法制定権力をもつ国民のみにある。改正の主導的役割も国民が担うものだ。ましてや現況のように、政権担当者として統治権の中枢になう内閣が憲法改正を主導するなどということは許されない。発議要件の緩和については、それに次

いで国民投票で過半数の承認が必要だから、改正のハードルは高いとの指摘もある。しかし、憲法改正国民投票法では最低投票率の定めがないから、国民投票を求めることでハードルが高くなるとは限らない。たとえば2012年12月に行われた衆院選の投票率は59・32%だった。これをそのまま国民投票に当てはめれば、有権者の30%の賛成で改正が可能になる。自治体の長の選挙では25%程度の投票率にとどまったこともあり、そうなれば10数%の賛成で憲法が改正されてしまう。憲法制定権力は国民にあり、その主導的役割を果たすのは国民である。わずか10数%の国民の賛成で改正される可能性があるようでは、国民が主導する憲法改正とは言えないだろう。国民投票は改正手続きの厳格さを保つものではないのである。

3 平和主義から 「戦争のできる国」へ

現行憲法は、前文3段で「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」とする。一人ひとりを個人とし

て尊重するからには、その一人ひとりの命が守られ、恐怖と欠乏に怯えることなく平和に生きることができなければならない。それを「権利」として保障するのがこの平和的生存権である。

このような憲法の下では、「安全保障」という言葉の意味も、国の安全ではなく「人間の安全保障」として捉えるべきである。すなわち、人間にとって最大の脅威は、国家間の戦争のみではなく、環境破壊、人権侵害、難民、貧困など人間の尊厳を脅かすあらゆる脅威にあると捉え、「恐怖」や「欠乏」に苦しむことなく、人として尊厳をもてる生活を実現しようという発想である。

さらに現行憲法は「戦争の放棄」の章題で9条を定め、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認という平和主義の三原則を明示する。以上のような前文と9条に照らせば、現行憲法は積極的非暴力平和主義の立場をとるといえる。国民を恐怖に陥れ、命を脅かすような「軍事力による防衛」に出るのではなく、世界の紛争地域から恐怖と欠乏を根絶するため、非暴力の手段によって積極的な活動をすることを通じて他国から信頼され、攻められない国をつくる思想である。

ところが草案は、第2章の章題を「戦争の放棄」から「安全保障」に変え、9条の2において「国防軍」という軍隊を創設し、交戦権否認条項を削除した。つまり平和主義三原則のうち、戦力の不保持、交戦権の否認を完全に放棄する。残る「戦争の放棄」はどうか。9条2項は「自衛権」の発動を認め、そこに何らの制限をも付さない。「自衛権」に、個別的自衛権だけでなく集団的自衛権を含める趣旨である。集団的自衛権とは、同盟国が攻撃された場合には自国への攻撃がなくても相手の国に反撃できることである。さらに草案9条の2第3項には、国防軍の活動として、国際協力活動が明記された。こうして同盟維持、国際協力の名目で「戦争ができる国」に転換しようとしている。

さらに草案は、前文で平和的生存権を削除する。それは、国防軍創設と相まって、安全保障の概念が「人間の安全保障」から「国家の安全保障」に退化したことを意味する。もちろん積極的非暴力平和主義も消え去っている。

4 象徴天皇制と

日の丸・君が代

明治憲法下では、天皇を現人神あらひとがみとする天皇主権の国家体制がとられた。天皇主権は、一方で国民統合の役割を果たしながら国力を強めるのに貢献したが、国家権力を暴走させて戦争を引き起こしてしまった。戦争という国家権力の暴走に歯止めをかけられなかったことに鑑み、現行憲法は、国を動かす力が国民にあることとし（国民主権）、天皇は人間であって神ではないので、国を動かす力はないものとした（象徴天皇制）。天皇の政治利用が権力を暴走させたことを反省し、天皇に政治的権力を与えないこととしたのである。象徴天皇制とは、象徴としての役割を積極的に務めていただくことにはなく、政治的行為を行わせないことが眼目なのである。

ところが草案1条は、天皇が象徴のみならず「元首」でもあることを明示し、前文1段は「日本が天皇を戴く国家」とした。それはこの国の代表「Head of State」を天皇とする趣旨である。政治の世界から切り離そうとする現行憲法の

象徴天皇制は放棄されているのである。

さらに、草案3条は、国旗を日章旗（日の丸）、国歌を君が代と定めたうえ、日の丸・君が代尊重義務を国民に課した。たしかに、オリンピックや各種スポーツの世界大会で、それらが日本を表すものとして多くの国民に受け容れられてきたのは事実である。しかし、それらを天皇主権国家の象徴と理解している人も少なくない状況で、憲法に国旗を日の丸、国歌を君が代と固定化するのは早計である。しかも国民には、日の丸・君が代尊重義務が課せられており、これに基づいて、かつて刑法に存在した不敬罪や国旗損壊罪が定められたり、祭日の国旗掲揚義務が課せられるかもしれない。

5 人権の上位にある

「公益及び公の秩序」

人権を制約する根拠は、現行憲法では「公共の福祉」（12、13条）だが、草案はこれを「公益及び公の秩序」に置き換える。自民党は、これにより人権が大きく制約されるものではないという。しかしこれは単なる言葉の置き換えではない。

「公共の福祉」とは、*“public welfare”*

であり、*“public”* とは「人々の集まり」を意味する。人権は重要なものだから、ある個人の人権を制限できるのは、基本的には、同じく人権をもつ他者の利益を侵害する場合に限る、とする趣旨である。これに対して「公益」は、*“national interests”*、「国益」につながり、個人の人権との関連は問われない。人権の上位にそういう抽象的利益を位置づければ、人権はずっと制約しやすいものになる。

草案は「公益」のほかに「公の秩序」に反する人権の行使も認めない。たとえば、原発事故による食品の放射能汚染に関する情報も、「そんな情報を流したら社会の混乱を招く」と政府が判断すれば秘密にできる。その判断は、国家権力の中枢に関わっている保守的な世代が思い描く価値観に基づいてなされるから、特にクリエイティブな仕事をしている人たちが受ける打撃は大きい。芸術などのクリエイティブな世界では、そのときどきの価値観や風習など、既存の価値観に批判的であったり、理解しにくいものが最先端の表現であることも多く、それらが後に文化や芸術を進歩させることは少なくない。常に既存秩序に従えというのは、

常に現在の文化レベル以下であれということにほかならず、個人の自由という私的側面だけでなく、新しい価値の創造を通じて日本の国益に奉仕することを妨げる点でも有害である。

6 むすび

第2次世界大戦時、ドイツのヒトラーが国民からの熱狂的支持を受けた理由の一つに、国民のための手厚い経済政策がある。アウトバーンの建設で雇用を増やして失業をなくし、また母子家庭も手厚く保護した。しかし、その熱狂的支持がもたらしたものは結局、侵略戦争であり、収容所での大量虐殺だった。「アベノミクス」がもてはやされている今の日本と似てはいないだろうか。たしかに、国民生活を向上させることは政治の重要課題だが、それは国民が喜ぶ一番うまい話だけに、そのような為政者を熱狂的に支持することがどういう未来をもたらすのかもまた、私たちは冷静に考える必要がある。日本の未来に悔いのない選択ができるかどうかは、私たちの投票行動に係っているのである。